に登録しましょう。 住所は変わりません。運輸支局 住民票を異動しても車検証の

きは、県中地方振興局県税部に ご連絡ください。 やむを得ず手続ができないと

### トラブル防止その3

がついています。 す。自動車税を納めたときに交 ける際には納税証明書が必要で 付される領収証書に納税証明書 しょに大切に保管しましょう。 自動車の継続検査(車検)を受 納税証明書は、車検証といっ

切に保管するようにしてくださ すので、車検証といっしょに大 車検時や廃車時に必要となりま また、リサイクル券も次回の

\*登録手続を依頼した場合は、 登録が済んでいることを必ず 確認しましょう。

#### ▼問い合わせ

>自動車の登録について 東北運輸局福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所 **☎**050-5540-2015

▽自動車税について 県中地方振興局県税部課税第 **☎**050-5540-2016

**☎**024-935-1264 **☎**024-935-1261

# 税の無料相談会のお知らせ

E

民

年

金

7

2月23日は、 税理士記念日で

ます。 税理士による無料相談会を行い 記念行事として、延べ50人の

お気軽にご相談ください。 秘密は厳守します。

#### 日時

2月23日(火):24日(水) 午前10時~午後4時

西部コミュニティールーム **☎**024-939-3211 イトーヨーカ堂郡山店5階

#### )相談内容

与税など 所得税・消費税・相続税・贈

収されたか否かにかかわらず

得税が老齢年金等から源泉徴

労働省・各共済組合)は、所

公的年金等の支払者(厚生

老齢年金等を受けている方全

票」を作成し、その年の翌年

員に「公的年金等の源泉徴収

1月31日までに交付されます。

このため、厚生労働省から

国民年金、厚生年金保険の対 委託された日本年金機構では

#### ▼問い合わせ

郡山税務署 **☎**024-922-9488



国民健康保険料および長寿医 療保険料)、源泉徴収税額お

### )確定申告の際に必要です

徴収票は、その際に、添付書 年金等の雑所得の合計額が各 確定申告を行い、所得税の過 の社会保険料がある場合は されていない介護保険料など 類として必要となりますので とになっています。この源泉 方などは、確定申告を行うこ 種所得控除の合計額を超える の所得がある方、または公的 いる方や、年金以外に給与等 扶養親族等申告書を提出して 不足分を精算することになり 大切に保管してください。な 2つ以上の年金の支払者に 、老齢年金等から特別徴収

万一、源泉徴収票を紛失さ

る事項は、その年の一年間に

源泉徴収票に記載されてい

次送付しました。

に届くよう、1月15日から順

日本年金機構のコールセン ター(ねんきんダイヤル)にお れた場合や未着の場合等には 付を行っています。 いて源泉徴収票の再交付の受

## 公的年金等の源泉徴収票が送付されました 支払われた年金の総額、社会

なっているため、老齢もしく する年金は課税しないことに 国民年金法等において、障が 税が課せられます。しかし、 いもしくは死亡を支給事由と 上「雑所得」とみなされ、 所得 れる公的年金等は、所得税法 よび共済組合などから支給さ ●老齢給付の受給者に送付 国民年金、厚生年金保険お 保険料の金額(介護保険料額

についてのみ課税されます。 は退職を支給事由とする年金 158万円に満たない方につ 65歳以上で年金の支払額が れません。 いては、所得税が源泉徴収さ 108万円に満たない方と よび控除内容となっています 65歳未満で年金の支払額が

### ▼問い合わせ

**☎**03−6700−1165 ※-P電話・PHSからは **3**0570-05-1165 ねんきんダイヤル

#### ▼受付時間

月~金曜日 午後5時15分 午前8時30分~

※ただし月曜日(月曜日が ます。 午後7時まで受付けて. 休日の場合は火曜日)は

第2土曜日

※日曜と第2を除く土曜日 午前9時30分~午後4時 祝日はご利用いただけま

年金相談については、年金事 票の再交付の受付、その他の 合わせ等の際は、 で受け付けています。お問い 務所および年金相談センター 基礎年金番号・年金コードを し用意ください。 また、来訪による源泉徴収 年金証書の